

第 4 回 山 本 地 域 県 管 理 河 川 減 災 対 策 協 議 会

【 資 料 - 2 】 避 難 確 保 計 画 の 作 成 支 援 に お け る 取 り 組 み

平成30年度講習会プロジェクトの取組状況

資料－2

平成29年6月の水防法の改正において、要配慮者利用施設の施設管理者等に対して、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練の実施や避難確保計画の作成が義務付けられました。県管理河川における減災対策協議会の取組方針には、県、市町村が連携し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を支援することとしておりますが、平成30年3月末現在、地域防災計画に対象施設を定め、避難確保計画を作成した施設が存在する市町村は、9市町村に止まっています。

このため、国及び県では、効果的、効率的な計画作成を支援するため、「講習会プロジェクト（国の支援策）」の先行的な実施を、各市町村に呼びかけたところ、能代市と由利本荘市の2市から応募があり、プロジェクトを実施することとなりました。

以下、2市における取組状況を報告します。

○講習会プロジェクトの実施状況

（1）開催回数

- ・前期（10月）と後期（11月）の2回

（2）前期の講習会の内容

・施設管理者等に避難確保計画作成の必要性を認識してもらうとともに、関連する重要な知識も習得してもらうべく、国、県、市が連携し、下記項目について講習会を実施しました。

- ① 避難確保計画作成の必要性（東北地整水災害予報センター）
- ② 水害リスクに関する最近の動向（秋田、能代河川国道事務所）
- ③ 土砂災害リスクへの対応について（秋田県河川砂防課）
- ④ 段階的に発表する防災気象情報の活用について（秋田地方気象台）
- ⑤ 避難確保計画の作成方法について（能代市、由利本荘市）

（3）後期の講習会の内容

「避難させることができる計画」を作成するために、前期講習会から後期講習会までの約1ヶ月の間に、各施設が避難確保計画の作成に取り組んだ結果を踏まえ、明らかになった課題や知恵を情報交換、共有しました。

講習会においては、1つのテーブルに4～5人が着席し、本物のカフェのようにリラックスした雰囲気の中で、対話をを行うことと、対話においては、互いの意見を否定せず、作成した計画で避難をさせることができるかといったテーマについて、意見交換をしてもらいました。次に、各テーブル1名を残し他のメンバーはテーブル間を移動し、新たなテーブルで意見交換を行い、多様な意見を得た後、元のテーブルに戻り再度討論します。

次に、模造紙に「やっていること」、「やるべきこと」、「課題」などの枠を設け、それら枠内に全員の意見を記載した付箋紙を貼り付け、良い意見には印を付けるという作業等により、課題や知恵を一体感を持って共有することができました。

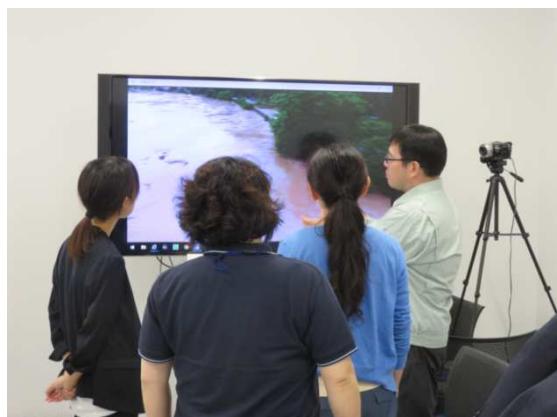
また、一部取組状況については、地元ケーブルネットワークテレビでも放映される等、関係者を含め、避難確保計画の必要性について、広く周知されたのではないかと思っております。

～ 講習会プロジェクト実施状況写真 ～

以下では、講習会プロジェクトの実施状況写真を示している。前期の座学や平成29年7月豪雨時の雄物川本川の浸水被害の状況説明、国土交通省の「重ねるハザードマップ」を施設管理者等に実際に利用してもらっている状況である。

また、後期の写真は、ファシリテーターを交え、ワールドカフェ方式で課題等を整理している状況である。

《前期の講習会実施状況》



《後期の講習会実施状況》

